第896号
受
24.9.24
付
小郡三井医師会

福県医発第１５７７号
平成２４年9月２０日

各 医 師 会 長　殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
（公印省略）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行について

虐待の防止、早期発見、虐待を受けた方に対する保護や自立の支援及び養護者に対する支援などを行うことにより障害のある方の権利利益を養護することを目的とする「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」は、平成２４年１０月から施行されることに伴い、医療機関関係者は障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、早期発見及び県・市町村への協力について、福岡県福祉労働部長より別紙のとおり協力依頼がありました。

また、本法三十一条の（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）において、医療機関の管理者は職員その他の関係者に対する障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備などが求められています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員のご協力が得られますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事　松行眞門
会長　蒲池　壽

２４障第１６９８号
平成２４年８月２９日

福岡県医師会　会長　殿

福岡県福祉労働部長
（障害者福祉課）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
の施行について（依頼）

日頃より、本県の障害者福祉の向上にご尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」）が平成２４年１０月から施行されます。

障害者虐待防止法は、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた方に対する保護や自立の支援及び養護者に対する支援などを行うことにより障害のある方の権利利益を擁護することを目的としています。

障害のある方に対する虐待はその方の尊厳を傷つけるものであり、虐待の防止は障害のある方の自立や社会参加の促進に非常に重要です。

国及び県・市町村では、障害者虐待防止法の施行までに通報の受付窓口（市町村障害者虐待防止センター）などの設置や関係機関相互の協力体制の整備を進めていますが、同法では医療機関関係者に対しても、別添のとおり、障害者虐待防止等に関する責務が定められています。

医療機関関係者は障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、早期発見、通報及び県・市町村等への協力について、法の趣旨に基づきご協力のほどよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】
福岡県福祉労働部障害者福祉課
指定指導係　松永、佐田
TEL：092-643-3312

別添

○法律

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

（障害者虐待の早期発見等）

第六条　国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2　障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3　前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）

第三十一条　医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○　具体的内容

・医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発を実施。

・医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、虐待に対処するための措置及び虐待を防止するため必要な措置を講ずる。

・虐待（疑義）案件を発見した場合の通報。

・虐待（疑義）案件に対する情報提供（個人情報保護法の第三者提供の制限(23条)の例外規定に該当すると解釈される）。

・虐待（疑義）案件への市町村が行う訪問調査時に依頼があった場合（通報内容に障害者本人への医療の必要性が疑われる場合）の医療職立ち会い。

・障害者に外傷や疾病があったり体力の低下などが疑われる場合に、検査入院等の障害者と養護者を一時的に分離するなどの措置。